

令和4年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
全般	指摘事項	財産経営課	<p>●市有財産の管理責任について</p> <p>鳥取市が所有する財産を使用する委託事業において、その財産の管理に際し、不備があることや責任の所在があいまいであることから、その安全管理や保全に懸念が残るものが見受けられた。</p>	市が保有する財産について、安全管理等について再確認するよう全庁へ周知を行いました。	R5. 5. 9
高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費	指摘事項	長寿社会課	<p>●介護予防支援バスの運行距離の遵守について</p> <p>「高齢者介護予防支援バス運行事業運営要綱」3(1)(イ)では、バスの運行可能距離について「近隣の県外地域については、本市から概ね75 km以内で、運行時間内での移動可能な範囲とする」と定められているが、運行距離が片道75 kmを超える事案が散見された。要綱において運行可能距離が定められている以上、その距離は遵守されたい。</p> <p>ただ、「概ね75 km」という要件が設置されてから相当年数が過ぎ、それが近年の山陰における道路の高速化の現状にそぐわず、距離数のみが形骸化しているものであるとするなら、運行可能距離を延長することも差支えないと考える。その場合、距離延長の要綱の改正を行うことが望ましい。</p>	高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業運営要綱について、距離制限を削除した要綱改正し、令和5年4月1日より施行しました。	R5. 5. 9
社会福祉施設改修事業費	指摘事項	長寿社会課	<p>●反社会的勢力の排除条項について</p> <p>修繕業務の委託契約書において、暴力団等反社会的勢力の排除条項が設けられていなかった。鳥取県においては「鳥取県暴力団排除条項」により、各種契約書において暴力団等反社会的勢力の排除条項を設けることが努力義務化されているため、委託契約書にはその条項を追記されたい。</p>	指摘後の契約については、すべて暴力団等反社会的勢力の排除条項を記載することとしました。	R5. 5. 9
公共交通機関利用助成事業費	指摘事項	長寿社会課	<p>●高齢者介護予防支援バス等の有効活用について</p> <p>助成金の対象となる条件は、「団体等の研修等に伴う公共交通機関等の利用に関する助成要領」別表1第2欄、①(2)において「本市が実施している高齢者介護予防支援バス運行事業の利用条件を満たしていながら利用できないとき」と定められている。</p> <p>つまり、そのバスの運休日・運休時間帯であるほか、バス全てが利用中で空いていないことが本事業の助成要件であるから、基本的には助成金の交付よりも「高齢者福祉・ボランティアバス運行事業費」により配置されたバスを優先的に利用することになる。</p> <p>しかしながら、バスが空いていて利用できる状況であったにもかかわらず、助成金を活用していた事案が散見された。バスが活用できる状態であれば、助成金を支出せず、配置されたバス利用を優先に有効活用すべきであったと考える。</p>	高齢者福祉・ボランティアバス運行事業については、令和4年度から公共交通機関利用助成事業を一本化し、高齢者介護予防・地域活動等支援バス運行事業となった際に、団体の研修等に伴う公共交通機関等の利用に関する助成要領は廃止し、配置されたバス利用を優先的に使用するようにしました。	R5. 5. 9
高齢者創作交流施設管理費	指摘事項	長寿社会課	<p>●用瀬町ふれあいの家備品台帳について</p> <p>「エアコン」「ガスコンロ」「給湯器」「調理台」といった備品が存在するが、備品台帳の記録と備付がなされていない。備品台帳を作成し、記録し備え置くべきである。</p>	備品台帳を作成し、備え付けました。	R5. 5. 9
福祉ボランティアのまちづくり事業助成交付金	指摘事項	長寿社会課	<p>●改正した補助金交付要綱の適用日について</p> <p>鳥取市社会福祉協議会への補助金の交付の根拠となる「福祉ボランティアのまちづくり事業補助金交付要綱」が令和3年8月8日に改正され、令和3年8月18日に施行されている。これまでの運用実態に合わせる形で、今後は市長の承認を不要とする趣旨の改正であった。</p> <p>しかし、適用日が「令和3年4月1日」と遡及している。改正趣旨に照らし、またやむを得ない事情により遡及の理由が明確である場合を除いて、安易に要綱の適用日の日付を遡及することは、補助金の恣意的な運用につながるおそれもあるため慎むべきである。</p>	補助金交付要綱の適用日については、安易に要綱の適用日の日付を遡及することがないよう、課内で徹底しました。	R5. 5. 9

令和4年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
住宅改修指導事業費	指摘事項	長寿社会課	<p>●事業実施報告書の未提出について</p> <p>委託契約書第7条において「委託期間終了後は1ヶ月以内に事業実施報告書を提出すること」となっているが、契約書における委託期間（令和4年3月31日まで）の終了後に、その提出がなされていない。</p> <p>所管課によると、鳥取市住宅改修指導員派遣事業実施要綱の第8条に基づく報告書の提出をもって対応しているとのことであるが、その報告書は令和4年2月16日までの実績が記載されているのみで、令和4年2月17日から3月31日までの実績については何ら報告がなかった。委託契約書の条項に沿い、委託期間終了後の事業実施報告書の提出を遵守されたい。</p>	委託契約書の条項に沿い、委託期間終了後の事業実施報告書を提出するよう相手方に依頼し、事業実施報告書を提出してもらいました。	R5. 5. 9
病児・病後児保育事業費	指摘事項	幼児保育課	<p>●事業経費（実績）の提出時期について</p> <p>委託料の金額確定において、委託事業の実施に要する経費の実績を把握する必要があるが、委託先である鳥取医療生活協同組合（施設名：キッズルームこぐま）については、委託事業の経費実績を報告する事業経費（実績）の書類が令和4年5月11日に提出されているにもかかわらず、委託事業完了報告書が令和4年3月31日に提出され、同日、委託事業の検査が行われている。そのため、委託事業の検査時点では事業経費の実績は提出されておらず、経費の実績を把握しないまま、委託事業の検査を行っていることになる。</p> <p>委託料の金額を確定するためには、委託事業の検査時に、委託先からの事業経費の実績が必要となるため、委託事業の検査を実施するまでに、事業経費の実績を提出させる必要がある。</p>	委託事業については、完了報告に基づき履行確認を行うこととしました。令和4年度の実績は委託事業完了報告書により令和5年3月31日に提出され、同日委託事業の検査を行いました。	R5. 5. 9
児童虐待防止強化事業費 （新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業）	指摘事項	こども家庭相談センター	<p>●完了検査における検査職員及び監督職員の兼務について</p> <p>検査職員及び監督職員の兼務については、鳥取市契約規則に定められている。「鳥取市児童家庭相談システム導入業務」及び「児童相談システム用端末整備業務」についての完了検査にあたり、これらの請負業務の完了検査においては、検査職員と監督職員が所管課内の同一の者となっていた。</p> <p>また、「鳥取市児童家庭相談システム導入業務」における検査員の任命の稟議について、その決裁日が令和4年3月30日となっているにもかかわらず、完了検査が令和4年3月25日となっているなど矛盾が生じていた。</p>	検査職員と監督職員が所管課内の同一の者となっていた件について、今後同様のことがないように所内で研修による周知を行い再発防止を図りました。	R5. 5. 9
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業費	意見	長寿社会課	<p>●支援員の稼働率向上について</p> <p>本事業は1者随意契約で契約されており、やすらぎ支援員の稼働日数に応じて最終的な委託精算額が変動するものでなく、当初の契約額のとおり委託費が固定的に支払われるものとなっている。つまり、同じ委託費の中で支援員の稼働数を上げることが、高い費用対効果に繋がることは明らかである。各地域のケアマネ等との連携を広くとるようし、支援対象の拡大と支援員の実参加者数の増加を図られたい。</p>	監査でご意見いただいた内容は委託業者に報告しました。新型コロナウイルス感染症の流行で自宅訪問を控えるよう希望された利用者もあると聞いているが、今後も必要な方が支援を受けられるよう、また実働支援員が増えるよう働きかけを行うこととします。	R5. 5. 9
住宅改修指導事業費	意見	長寿社会課	<p>●住宅改修指導員の登録数について</p> <p>住宅改修指導員となる要件は、主に1級又は2級建築士の資格を有する者であることとされており、それを受けて、本事業は建築士有資格者とのネットワークを持つ（一社）建築士事務所協会と1者随意契約により委託されている。</p> <p>しかし、令和4年3月31日時点において、登録指導員は5名となっており、かつ、平成20年から令和3年度まで約14年にわたり5名のまま新たな指導員の登録がない状態である。</p> <p>（一社）建築士事務所協会との随意契約の理由が、同協会のもつ建築士のネットワークを期待してのものであれば、長年にわたり新たな登録がないという状況は好ましいものでない。より利用者にとって支援の幅が広がるよう、委託先と協調し、登録指導員の数を増やす努力が望まれる。</p>	委託先（一般社団法人鳥取県建築士事務所協会）へ監査結果を報告し、今後新たな指導員を増員するよう伝えました。	R5. 5. 9

令和4年度鳥取市包括外部監査の結果に対する措置状況

事業名称	事項	担当課	詳細	措置状況	措置通知日
児童扶養手当費	意見	こども未来課	<p>●児童扶養手当の返納残額の管理について</p> <p>市は、返納金が発生した受給者ごとに返納金に関する台帳を作成し、債権管理を行っている。所管課が作成している返納金に関する台帳の閲覧や、収納推進課へ移管された返納金の返納状況を確認したところ、計画どおり返納されているものがあるが、一部滞りながら返納されているものや返納が滞っているものもあるため、今後も引き続き回収に留意する必要がある。</p>	<p>収納推進課と連携し、引き続き返納状況管理を行うことを確認しました。</p>	R5. 5. 9
保育園園庭芝生化事業費	意見	幼児保育課	<p>●委託業務の経費実績の把握について</p> <p>当該委託契約では、委託料の精算に関する規定はなく、委託先からの収支実績の報告は行われていない。契約段階では見積書の入手が行われているが、委託事業に関する経費実績を把握し、委託金額が適正であることを事後的に検証するため、委託先から収支報告書を入手し、経費実績を把握することを検討する必要がある。</p> <p>見積書の入手が1者のみしかできない委託契約のうち、継続して同じ業者と委託契約を締結する場合は、委託契約書上の委託料の精算規定の有無にかかわらず、委託事業に関する経費実績を把握するため、委託先より収支報告書を入手し、委託金額が適正であることを事後確認を行うことを検討する必要がある。</p>	<p>完了報告書に収支報告書の添付を求め、委託金額が適正であることを確認しました。今後も引き続き適正な事務処理に努めてまいります。</p>	R5. 5. 9